

## 工事情報共有システム試行要領

舞鶴市総務部契約検査室指導検査課

### （趣旨）

第1条 この要領は、舞鶴市が発注する工事において、ASP方式の工事情報共有システムの活用により、受発注者間の業務効率化及び書類の簡素化を図るため、情報共有システムの試行において、必要な事項を定めたものである。

### （試行対象工事）

第2条 特記仕様書等の設計図書へシステム利用について明示した工事のうち、受注者がASP方式の工事情報共有システムの利用を希望する工事を対象とする。

### （システム利用の対象とする書類）

第3条 設計図書における「土木工事書類一覧表」及び「建築・設備工事書類一覧表」に定める書類を対象とする。

### （使用するシステム）

第4条 国土交通省が公表する最新の「情報共有システム提供者における機能要件対応状況」に記載されているシステム提供者の中から受注者が選択することとする。

なお、システム利用登録や利用料支払い等の手続きは、受注者とシステム提供者とが直接行うこととする。

### （システム利用料）

第5条 工事情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料等）は、工事費の共通仮設费率計上分（技術管理費）に含まれている。

附則 この要領は、令和8年8月1日から適用する。